

環境経営レポート

対象期間 令和5年度(令和5年6月1日～令和6年5月31日)

発行日 令和6年11月1日



山陽工業株式会社

LANDINGという言葉は、土地や国土や空間を表すLANDに現在進行形のINGをつけることにより、「新たな環境づくり=新たな価値づくり」という主張・姿勢をあらわしています。

目 次

| | | |
|------|---------------------------------|----|
| I | 環境方針 | 3 |
| II | 事業の概要 | 4 |
| III | 環境目標、具体的取り組み内容及び中期目標について | 6 |
| IV | 環境目標とその実績 | 8 |
| V | 環境活動の取り組み結果の評価と次年度の環境目標及び環境活動計画 | 9 |
| VI | 環境関連法規への違反、訴訟などの有無 | 14 |
| VII | 代表者による全体評価と見直し・指示の結果 | 15 |
| VIII | その他取り組み | 15 |

I. 環境方針

山陽工業株式会社は、次の「環境方針」に基づき環境保全活動に取り組んでいます。私たちの「ものづくり」への想いは創業当時から脈々と受け継がれ、今も変わることはありません。それは「LANDING」という理念です。単に建造物を造るのではなく、人や地域から地球環境のことまでも総合的に捉えて、プラスαの価値を造り上げることです。時代は今、かつてないスピードで変化を繰り返しています。私たちには、それに適応すると共に、多様化し変化し続けるお客様のニーズを常に先取りしていくことが求められています。台風や地震、津波など、近年大型化した自然災害への工学的な対応は勿論のこと、限りある資源の有効活用やCO2削減などの地球環境問題にも積極的に取り組み、お客様の満足度向上に力を注いで参ります。

《企業理念》

「私たちは、お客様の信頼に応じて、ふれあいと、つくる心を大切に、挑戦者としての姿勢を貫き、次代に向けた新たな価値づくりを実践し、社会に貢献する企業を目指します。」

1. 地域社会への貢献を強力に推進する。
発行日 令和6年11月1日
2. 時代を先取りした商品・サービス・技術力・機能を提供する。
3. 企業の健全性を推進する。
4. 明るく働きがいのある企業づくりを進める。

《環境方針》

わが社は、「新たな環境づくり＝新たな価値づくり」を目標に、地域社会に密着した“快適な社会づくり”に貢献してきた。

これからの事業活動として、法令を順守した“環境にやさしい”建造物の建設を目指し、周辺環境と調和した地域社会づくりを目指す。

【環境行動指針】

1. 省エネ、省資源及び資材の再資源化を考慮した事業活動を推進する。
2. 環境に配慮した設計・施工を提供する。
3. グリーン調達強化を図る。
4. 現場周辺の環境影響を極力小さくする方策を実施する。
5. 現場パトロールを強化し、環境に関する教育、意識の向上を図る。
6. 建設に伴う関連法規及び地域社会との協定等を順守する。
7. 環境経営システムの継続的な改善に努める。

制定日 2010年9月10日
改定日 2023年1月20日

山陽工業株式会社
代表取締役社長 鈴江 克彦

II. 事業の概要

(1) 事業所名および代表者名

山陽工業株式会社

代表取締役社長 鈴江 克彦（令和3年8月6日就任）

(2) 所在地

本 社 : 〒730-0805 広島県広島市中区十日市町一丁目1番9号

三次営業所 : 〒728-0022 広島県三次市西酒屋町大久保646-2

岩国営業所 : 〒740-0004 山口県岩国市昭和町1-3-17-302

(3) 環境管理責任者及び担当者連絡先

環境管理責任者 香川 孝之 TEL:082-232-6471 / FAX:082-291-2233

環境管理事務局 前田 果南子 TEL:082-232-6471 / FAX:082-291-2233

(4) 主な事業内容及び対象範囲(認定登録範囲)

- ・活動内容 : 土木構造物及び建築物の設計、施工
- ・対象事業所 : 本社、三次営業所、岩国営業所

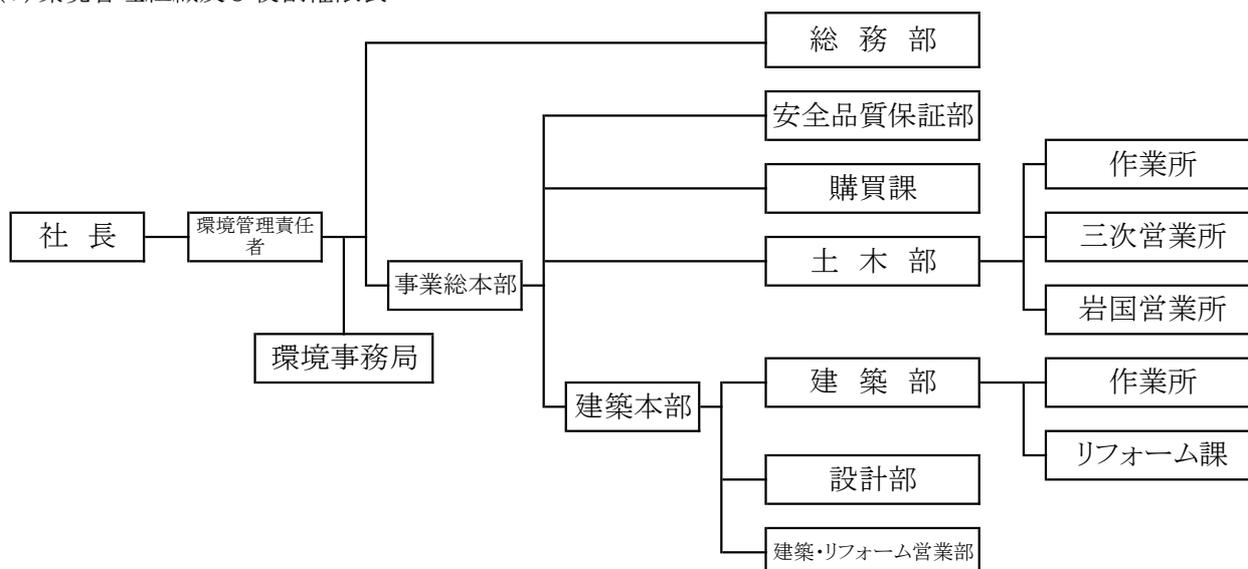
(5) 事業の規模

- ・資本金 8,000万円
- ・売上高 5,512百万円(令和6年5月)
- ・従業員 75人(令和6年5月31日)
- ・床面積 600.56㎡

(6) 認定事項(令和6年5月現在)

- ・建設業許可 国土交通大臣 許可(特一2)第27991号
(土木・建築・大工・とび・土工・屋根・管・タイル・れんが・ブロック・鋼構造物・ほ装・塗装・防水
内装・建具・水道・解体工事業)
- ・一級建築士事務所登録 広島県知事登録24(1)第4568号
- ・ISO9001登録 認証番号 MSA-QS-412
- ・エコアクション21登録 認証・登録番号 0006904

(7)環境管理組織及び役割権限表



| 区 分 | 役 割 ・ 責 任 ・ 権 限 |
|-----------|--|
| 代表取締役(社長) | <ul style="list-style-type: none"> 環境経営に関する統括責任 環境管理責任者を任命 環境方針の策定・見直し及び全従業員へ周知 代表者による全体の評価と見直しを実施 環境活動レポートの承認 環境目標の設定を承認 |
| 環境管理責任者 | <ul style="list-style-type: none"> 環境経営システム構築・実施・管理 環境活動実施計画書を承認 環境活動レポートの確認 環境活動の取組結果を代表者へ報告 |
| 環 境 事 務 局 | <ul style="list-style-type: none"> 環境管理責任者の補佐、EA21推進の事務局 環境への負荷の自己チェック及び環境への取り組みの自己チェックの実施 環境法規制等一覧表の作成 環境目標、環境活動実施計画書を作成 環境活動実施計画の実績集計 環境活動レポートの作成、公開 |
| 部 門 長 | <ul style="list-style-type: none"> 自部門における環境経営システムの実施 自部門における環境方針の周知 自部門の職員に対する教育訓練の実施 自部門に関連する環境目標及び環境活動計画の実施及び達成状況の報告 特定された項目の手順書作成及び運用管理 自部門の特定された緊急事態への対応のための手順書作成、テスト・訓練・記録 自部門の法令順守 自部門の問題点の発見、是正、予防措置 |
| 全 従 業 員 | <ul style="list-style-type: none"> 環境方針に理解と環境への取り組みの重要性を自覚 決められたことを守り、自主的・積極的に環境活動へ参加 |

Ⅲ. 環境目標、具体的取り組み内容及び中期目標について

【中期目標(令和6年～令和8年)】

本社

| 項目 | 単位 | 基準年(実績) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | (R4/6～R5/5) | (R5/6～R6/5) | (R6/6～R7/5) | (R7/6～R8/5) |
| 二酸化炭素排出量 | kg-CO ₂ | 35,523 | 35,168(△1%) | 34,816(△1%) | 34,468(△1%) |
| 一般廃棄物排出量 | kg | 577 | 571(△1%) | 565(△1%) | 559(△1%) |
| 上水使用量 | m ³ | | | | |
| 環境に配慮した設計 | 件 | | | | |

※本社事務所の上水道使用量につきましては、弊社が入っているビルの管理組合が一括管理しているため、弊社独自の使用量は、把握できませんので目標設定しておりません。

※環境に配慮した設計は、当社の設計案件が住宅等が主ではなく、工場・倉庫等、特殊な案件が多く具体的な目標設定はせず、常に小さな提案でもするようにしております。

※一般廃棄物排出量は、その他可燃・不燃ごみを対象としております。

三次営業所

| 項目 | 単位 | 基準年(実績) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | (R4/6～R5/5) | (R5/6～R6/5) | (R6/6～R7/5) | (R7/6～R8/5) |
| 二酸化炭素排出量 | kg-CO ₂ | 3,531 | 3,496(△1%) | 3,461(△2%) | 3,426(△3%) |
| 一般廃棄物排出量 | kg | | | | |
| 上水使用量 | m ³ | 64 | 63(△1%) | 62(△1%) | 61(△1%) |

※一般廃棄物排出目標は、排出量が少量のため、目標を設定しておりません。

岩国営業所

| 項目 | 単位 | 基準年(実績) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | (R4/6～R5/5) | (R5/6～R6/5) | (R6/6～R7/5) | (R7/6～R8/5) |
| 二酸化炭素排出量 | kg-CO ₂ | 1,029 | 1,019(△1%) | 1,009(△1%) | 999(△1%) |
| 一般廃棄物排出量 | kg | | | | |
| 上水使用量 | m ³ | 96 | 95(△1%) | 94(△1%) | 93(△1%) |

※一般廃棄物排出目標は、排出量が少量のため、目標を設定しておりません。

作業所

| 項目 | 単位 | 基準年(実績) | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------------------|--------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|
| | | (R4/6~R5/5) | (R5/6~R6/5) | (R6/6~R7/5) | (R7/6~R8/5) |
| 二酸化炭素排出量 | kg-CO ₂ | 468,413 | 463,729(△1%) | 459,092(△1%) | 454,501(△1%) |
| 資源の使用量 | t | 7,335 | 7,262(△1%) | 7,189(△1%) | 7,117(△1%) |
| 産業廃棄物排出量 | t | 13,594.624 | 13,459(△1%) | 13,324(△1%) | 13,191(△1%) |
| 上水使用量 | m ³ | 6,002 | 5,942(△1%) | 5,883(△1%) | 5,824(△1%) |
| 6Sノットロール点数 (1作業所当り) | 点(以上) | 97.5 | 98(+0.5点) | 98.5(+0.5点) | 99.0(+0.5点) |
| 関係法令チェックによる指摘事項件数 | 件 | 0 | 0(±0%) | 0(±0%) | 0(±0%) |

※二酸化炭素排出係数:0.636kg-co₂/kwh(中国電力:平成30年度)

※SDSを利用し、購入量及び使用量がないことを確認した(セーフティデータシート)

IV環境目標とその実績(期間:令和5年6月～令和6年5月)

本社

| 項 目 | | 目 標 | 単 位 | 数値目標 (令和6年度目標) | 年間実績 | 目標比 | 備考 |
|--------|------------|--------------|--------------------|-------------------|-----------|-----|----|
| 省エネルギー | 二酸化炭素排出量 | 基準年比 1%削減 | kg-CO ₂ | 35,397 | 12,687.56 | 36% | |
| | オフィス電力使用量 | | KWh | 24,788 | 19,949 | 80% | |
| | ガソリン+軽油使用量 | | L | 8,130 | 7,343 | 90% | |
| 廃棄物の削減 | 一般廃棄物排出量 | 基準年比 1%削減 | kg | 571 | 354 | 99% | |

※オフィス電力使用量の数値目標は、基準年(R3/6からR4/5)の実績値の△1%値とする。

三次営業所

| 項 目 | | 目 標 | 単 位 | 数値目標 (令和6年度目標) | 年間実績 | 目標比 | 備考 |
|--------|-----------|--------------|--------------------|-------------------|----------|-----|----|
| 省エネルギー | 二酸化炭素排出量 | 基準年比 1%削減 | kg-CO ₂ | 3,496 | 3,103.04 | 89% | |
| | オフィス電力使用量 | | KWh | 5,496 | 4,879 | 89% | |
| | ガソリン使用量 | | L | | | | |
| 省資源 | 上水使用量 | 基準年比 1%削減 | m ³ | 63 | 8 | 13% | |

※オフィス電力使用量の数値目標は、基準年(R3/6からR4/5)の実績値の△1%値とする。

※ガソリン使用量は、作業所として使用しているため三次営業所としての目標及び実績はありません。

岩国営業所

| 項 目 | | 目 標 | 単 位 | 数値目標 (令和6年度目標) | 年間実績 | 目標比 | 備考 |
|--------|-----------|--------------|--------------------|-------------------|------|------|----|
| 省エネルギー | 二酸化炭素排出量 | 基準年比 1%削減 | kg-CO ₂ | 1,019 | 391 | 38% | |
| | オフィス電力使用量 | | KWh | 1,604 | 614 | 38% | |
| | ガソリン使用量 | | L | | | | |
| 省資源 | 上水使用量 | 基準年比 1%削減 | m ³ | 95 | 15 | 133% | |

※オフィス電力使用量の数値目標は、基準年(R3/6からR4/5)の実績値の△1%値とする。

※ガソリン使用量は車を使用しないため目標及び実績はありません

作業所

| 項目 | | 目標 | 単位 | 数値目標 (令和6年度目標) | 年間実績 | 目標比 | 備考 |
|-------------------|------------------|--------------|--------------------|-------------------|-----------|------|----|
| 省エネルギー | 二酸化炭素排出量 | 基準年比 1%削減 | kg-CO ₂ | 463,729 | 65,353 | 14% | |
| | 作業所電力使用量 | | KWh | 120,704 | 102,756 | 85% | |
| | 軽油+ガソリン+重油+灯油使用量 | | L | 162,659 | 92,913 | 57% | |
| 廃棄物の削減 | 資源の使用量 | 基準年比 1%削減 | t | 7,262 | 9,413 | 130% | |
| 産業廃棄物排出量 | | | t | 13,459 | 5,162.906 | 38% | |
| 省資源 | 上水使用量 | 基準年比 1%削減 | m ³ | 5,942 | 2,527 | 43% | |
| 6Sパトロール点数(1作業所当り) | | 基準年比 1点以上 | 点 | 98.0 | 97.3 | 99% | |
| 関係法令チェックによる指摘事項件数 | | 指摘事項 ゼロ | 件 | 0 | 0 | 100% | |

※電力・軽油・ガソリン・重油・灯油使用量・廃棄物排出量の数値目標は、基準年(R3/6からR4/5)の実績値の△1%値とする。

※レポート対象期間である令和5年6月から令和6年5月における二酸化炭素総排出量は、 324,338 kg-CO₂/年ある

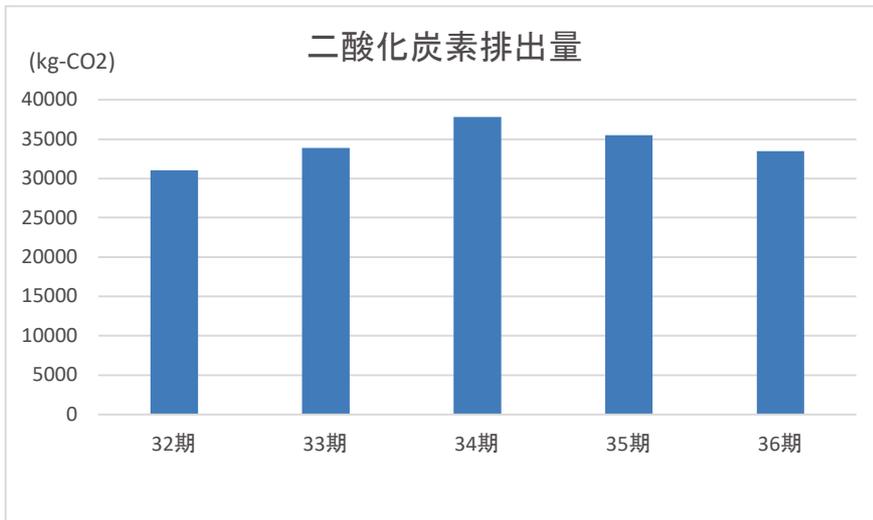
V 環境活動の取り組み結果の評価と次年度の環境目標及び環境活動計画

(1) ①5年間の売上と作業所における二酸化炭素排出量の推移

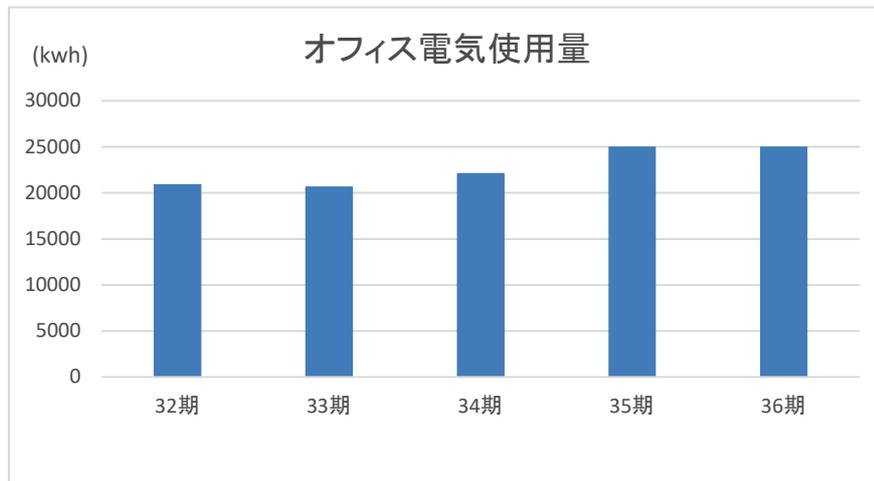
| 項目 | 単位 | 32期 | 33期 | 34期 | 35期 | 36期 |
|--------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | (令和元年6月 ～令和2年5月) | (令和2年6月 ～令和3年5月) | (令和3年6月 ～令和4年5月) | (令和4年6月 ～令和5年5月) | (令和5年6月 ～令和6年5月) |
| 売上高 | 百万円 | 5,554 | 6,916 | 5,595 | 5,289 | 5,512 |
| 二酸化炭素 排出量 | kg-CO ₂ | 411,144 | 446,292 | 384,183 | 468,413 | 65,353 |

②本社における5年間の推移

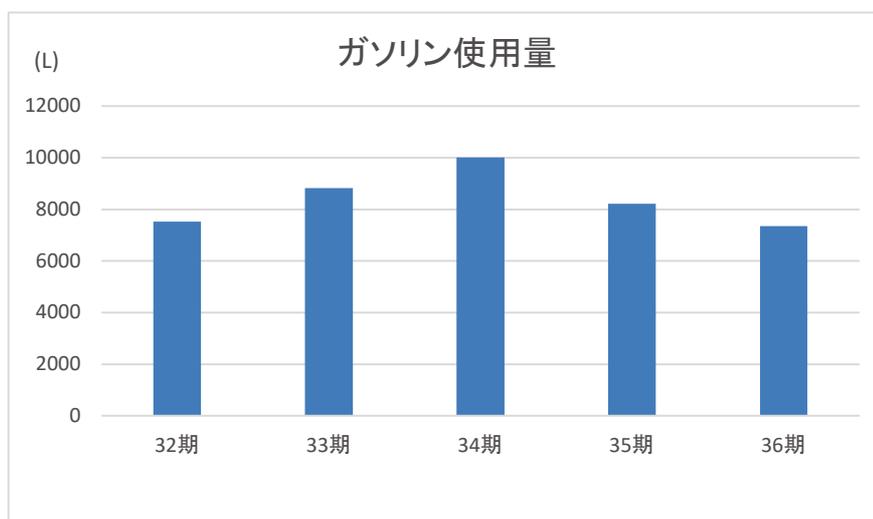
| 項目 | 単位 | 32期 | 33期 | 34期 | 35期 | 36期 |
|--------------|--------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | (令和元年6月 ～令和2年5月) | (令和2年6月 ～令和3年5月) | (令和3年6月 ～令和4年5月) | (令和4年6月 ～令和5年5月) | (令和5年6月 ～令和6年6月) |
| 二酸化炭素 排出量 | kg-CO2 | 31,033 | 33,880 | 37,823 | 35,523 | 12,688 |



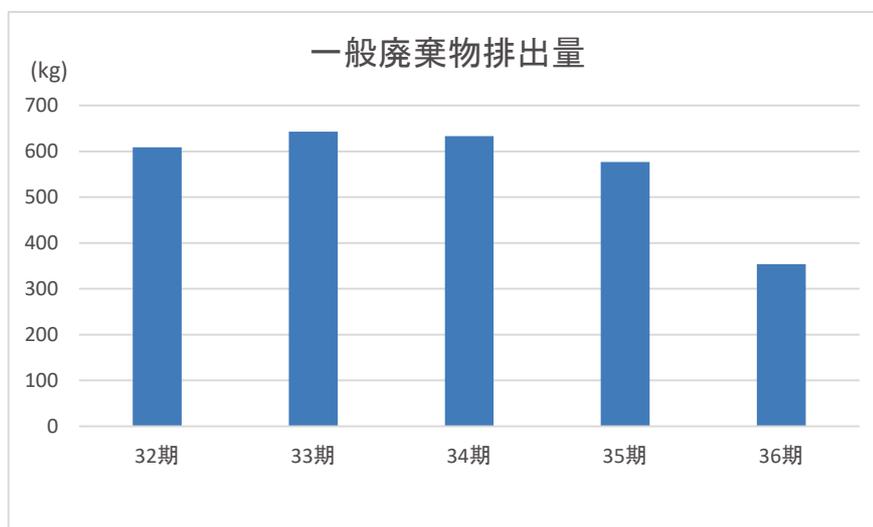
| 項目 | 単位 | 32期 | 33期 | 34期 | 35期 | 36期 |
|---------------|-----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | (令和元年6月 ～令和2年5月) | (令和2年6月 ～令和3年5月) | (令和3年6月 ～令和4年5月) | (令和4年6月 ～令和5年5月) | (令和5年6月 ～令和6年6月) |
| オフィス電力 使用量 | kwh | 20,945 | 20,690 | 22,165 | 22,038 | 19,949 |



| 項目 | 単位 | 32期 | 33期 | 34期 | 35期 | 36期 |
|---------|----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | (令和元年6月 ～令和2年5月) | (令和2年6月 ～令和3年5月) | (令和3年6月 ～令和4年5月) | (令和4年6月 ～令和5年5月) | (令和5年6月 ～令和6年6月) |
| ガソリン使用量 | L | 7,521 | 8,810 | 10,003 | 8,212 | 7,343 |



| 項目 | 単位 | 32期 | 33期 | 34期 | 35期 | 36期 |
|----------|----|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | (令和元年6月 ～令和2年5月) | (令和2年6月 ～令和3年5月) | (令和3年6月 ～令和4年5月) | (令和4年6月 ～令和5年5月) | (令和5年6月 ～令和6年6月) |
| 一般廃棄物排出量 | kg | 609 | 643 | 633 | 577 | 354 |



(2)二酸化炭素排出量

◎よくできた ○まあまあできた △あまりよくできなかった ×全くできなかった

①電気の使用

| 部門 | 取り組み計画 | 達成状況 | 次年度 | 評価(結果 等) |
|-------|-------------------|------|-----|---------------------|
| 本社 | 不要照明の消灯 | ◎ | 継続 | 実施できた |
| | 夜間、休日はOA機器の電源はOFF | ◎ | 継続 | 実施できた |
| | 冷暖房の控え目使用 | ○ | 継続 | 季節的要因に、影響される |
| 三次営業所 | 不要照明の消灯 | ○ | 継続 | 実施できた |
| | 夜間、休日はOA機器の電源はOFF | ◎ | 継続 | 実施できた |
| | 冷暖房の控え目使用 | ○ | 継続 | 季節的要因に、影響される |
| 岩国営業所 | 不要照明の消灯 | ○ | 継続 | 実施できた |
| | 夜間、休日はOA機器の電源はOFF | ◎ | 継続 | 実施できた |
| | 冷暖房の控え目使用 | ○ | 継続 | 季節的要因に、影響される |
| 作業所 | 不要照明の消灯 | ○ | 継続 | 作業所の数・作業内容等が大きく影響する |
| | 夜間、休日はOA機器の電源はOFF | ◎ | 継続 | |

②ガソリン等の使用

| 部門 | 取り組み計画 | 達成状況 | 次年度 | 評価(結果 等) |
|-------|-------------------|------|-----|---------------------|
| 本社 | アイドリングストップ | ○ | 継続 | 営業範囲等に影響が大きい |
| 三次営業所 | | | | |
| 岩国営業所 | | | | |
| 作業所 | アイドリングストップ | ○ | 継続 | 作業所の数・作業内容等が大きく影響する |
| | 建設機械等作業停止時のエンジン停止 | ○ | 継続 | |

※岩国営業所は車を使用しないため計画はありません

(3)廃棄物排出量

| 部門 | 取り組み計画 | 達成状況 | 次年度 | 評価(結果 等) |
|-----|-------------------------|------|-----|---------------------|
| 本社 | 可燃ごみ(裏紙の使用) | ○ | 継続 | 浸透してきている |
| | 可燃ごみ(プロジェクターの活用) | ◎ | 継続 | 浸透してきている |
| | 不燃ごみ | △ | 継続 | 職員の意識の向上を図る |
| 作業所 | 廃棄物の発生抑制のため、適切な発生材料の適量化 | ○ | 継続 | 作業所の数・作業内容等が大きく影響する |
| | 包装、梱包材の削減 | ○ | 継続 | |
| | 紙、金属の有価物処理 | ○ | 継続 | |

(4)上水使用量

| 部門 | 取り組み計画 | 達成状況 | 次年度 | 評価(結果 等) |
|-------|---------|------|-----|----------------------------|
| 三次営業所 | 節水運動の徹底 | ○ | 継続 | 作業所の事務所・宿泊施設としての利用が大きく影響する |
| 岩国営業所 | 節水運動の徹底 | ○ | 継続 | 職員の意識向上を図る |
| 作業所 | 節水運動の徹底 | ○ | 継続 | 作業所の数・作業内容等が大きく影響する |

(5) 6Sパトロール

| 部門 | 取り組み計画 | 達成状況 | 次年度 | 評価(結果等) |
|-----|-------------------------|------|-----|---------------|
| 作業所 | 作業員に繰り返し目的、意義を教育し、定着を図る | ◎ | 継続 | 当社職員の意識の向上を図る |
| | 現場内の清掃を毎日実施する | ◎ | 継続 | 実施できた |

(6) 6Sパトロール

・数値目標に対し、達成。

・年間累積実施でも、累計30作業所中すべての現場で数値目標以上だった。

(7) 次年度の環境目標及び環境活動計画

次年度の環境目標は令和3年度実績を基準年として、1%削減する。

次年度の環境活動計画はP11～12の取り組み計画のとおり。

VI. 環境関連法規への違反、訴訟などの有無

(1) 対象法律

廃棄物処理法、建設リサイクル法、浄化槽法、騒音・振動規制法、省エネ法、広島市地球温暖化条例

(2) 違反、訴訟など

主な環境関連法などおよび順守評価結果は、下表の通りです。

| 環境関連法規等 | 順守する事項 | 順守 |
|-----------|--|----|
| 廃棄物処理法 | 保管基準の順守、収集運搬・処分業者との適正な契約、マニフェストの交付・保存・確認・交付状況等報告書の提出 | 順守 |
| 建設リサイクル法 | 建築物等の分別解体義務、事前届出、特定建設資材廃棄物の再資源化義務 | 順守 |
| 浄化槽法 | 浄化槽の設置の届出、保守点検、清掃、水質定期検査の実施 | 順守 |
| 騒音・振動規制法 | 指定地域内の特定施設の届出、規制基準の順守 | 順守 |
| 建築物省エネ法 | 建築物エネルギー消費性能確保計画書の申請、完了検査申請 | 順守 |
| 建築物環境配慮制度 | 建築物環境計画書の届出、建築物工事完了届出 | 順守 |
| 緑化推進制度 | 緑化計画書、工事完了届出 | 順守 |
| PCB特措法 | PCB廃棄物の処分委託終了届出及びPCB廃棄物等の保管及び処分状況等届出 | 順守 |
| 大気汚染防止法 | 規制物質(ばい煙、揮発性有機化合物、粉塵、有害大気汚染物質、自動車排出ガス)を排出する特定施設の届出、規制基準の順守、排出濃度の測定と記録、事故時の報告 | 順守 |
| フロン排出抑制法 | フロン類使用機器の定期点検と記録、漏洩防止、廃棄時の適切な処理 | 順守 |
| 水質汚濁防止法 | 公共用水域への排水の排出基準の順守、特定施設の届出、水質の測定と記録、事故時の届出 | 順守 |
| 下水道法 | 公共下水道を使用して下水を排水する特定事業場・特定施設の届出、排水基準の順守、水質の測定と記録、事故時の届出 | 順守 |
| PRTR法 | 第1種指定化学物質の排出・移動量の届出、SDSの確認 | 順守 |
| 消防法 | (防火対象物)防火管理者の届出、消防計画の作成、避難訓練の実施、消火設備、火災警報設備の点検整備、避難設備の維持(危険物取扱所)設置許可、技術基準の順守、危険物保安監督者の届出、定期点検の実施と記録の保存 | 順守 |

環境関連法規への違反はありません。なお、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間一度もありません。

VII. 代表者による全体評価と見直し・指示の結果

- ・EMSの適切性、妥当性、有効性 : 有
- ・環境方針 : 変更なし
- ・目的・環境活動計画 : 変更有り
- ・環境経営システム各要素(実施体制含む) : 教育の実施(実施内容は変更なし)

平成23年4月にエコアクション21の認証登録を受け、全社員一丸となり、継続的に取り組みを行い地域社会に貢献していきます。

また、今後エコアクション21への取り組みを行っていく上で、環境負荷の軽減を図る為、本社・営業所・各現場において紙・水・電力量、機械燃料、ガソリン等の削減を組織として、積極的、継続的に取り組むことが必要であり、更に現場では、周辺環境への配慮にも重点を置き、環境・安全・コスト面で効果が出る活動にしていきたいと思えます。

運用実績では、特に大きな問題点も無いと思われるので、「環境方針」の見直しは、行いません。

VIII. その他 取り組み

(1)河川清掃ボランティアへの参加

広島県アダプト活動認定団体に平成23年9月14日付けで認定されました。

(参加活動名)

広島県アダプト活動

(活動内容)

河川清掃活動(空き缶や吸い殻等の散乱ごみの回収等)

(清掃活動等の実施区域)

河川名 一級河川 太田川水系 京橋川

区 間 稻荷大橋 から 東広島橋 までの両岸 (約 570m)

(清掃活動状況)



(2)太田川の河川清掃ボランティア活動

令和3年3月12日付けで中国地方整備局より河川協力団体指定証を認定されました。
(指定番号)

国(中国地方整備局)第 31 号

国(中国地方整備局)
第 3 1 号

河川協力団体指定証

住 所
事務所所在地 広島市中区十日市町1-1-9
法人等の名称 山陽工業株式会社
代表者氏名 坂 浩

令和2年9月29日付けの申請については、審査の結果適正であるので、河川法第58条の8第1項の規定による河川協力団体として、下記により指定する。

令和3年3月12日

中国地方整備局長
記

指定内容

- (1) 指定番号
国(中国地方整備局)第 31 号
- (2) 法人等の名称
山陽工業株式会社
- (3) 住所、事務所所在地
広島市中区十日市町1-1-9
- (4) 業務を行う河川の区間
太田川水系旧太田川
(左岸: 広島市中区基町14番地先(相生橋)から
広島市中区基町14番地先(空鞆橋)
(右岸: 広島市中区本川町2丁目7番地先(相生橋)から
広島市中区本川町3丁目5番地先(空鞆橋))

以上

(活動内容)

河川清掃活動(空き缶や吸い殻等の散乱ごみの回収等)
(清掃活動等の実施区域)

河川名
区 間

一級河川 太田川水系 旧太田川
相生橋 から 空鞆橋 までの兩岸(約 500m)



2021年(令和3年)3月19日(金曜日)



斉藤副所長(右)と俵社長(左)

「以前から河川の清掃と美化活動に熱心に取り組んでおられ、これからも継続的に河川の美化・管理に寄っていただけたら」といって、今回、指定を受けていただいた。今後、情報共有をしながら一緒に取り組んでいけたらと思っています。

河川協力団体制度
山陽工業に指定書授与
太田川河川

中国地方整備局太田川河川事務所は、水防法及び河川法の一部を改正する法律により創設された河川協力団体制度に、新たに山陽工業(広島市中区、俵透社長)を指定し、17日に同社で指定書を授与した。この制度は、河川の維持や河川環境の保全といった河川の管理に貢献する活動を自発的に行った民間団体等を支援するもので、広島県内では12日に新たに指定を受けた団体を含め8団体が指定されている。同社は、2008年から太田川水系の一斉清掃活動「クリーン太田川」に参加していることを始め、19年度からは旧太田川(川)において、従業員が定期的に清掃活動を行うことで河川環境の向上を図って

今回の指定を受け、同社の俵社長は「今回、指定を受けた区域は、本川の相生橋から空鞆橋までの両岸で、周辺には広島原爆ドームや中央公園等が存在する。中には市民や県内外から多くの観光客が訪れるが、これらの施設と本川が一体となっていることで、その価値が高まり、周辺環境の調和も享受できる場になっている」と、実感している。河川清掃活動を行うことで本川及び周辺施設の利用者に河川美化意識を向上させ、太田川の維持管理に対する関心を高め、河川管理者のパートナー拡大につながることを願って、指定された責任を果たしていきたい」と述べた。

中連日報

発行所
中連日报社
広島市中区十日市町2-1-8
〒730-6805 TEL (082) 297-7111
FAX (082) 297-7112
https://chukon-newsp.com/

(3) 門前清掃ボランティア活動

平成20年5月14日付けで広島市長と広島市まちの美化に関する里親制度覚書を締結いたしました。

(活動内容)

門前清掃活動(空き缶や吸い殻等の散乱ごみの回収等)

(清掃活動等の実施区域)

区 間 相生橋手前から広島電鉄「十日市」駅交差点まで(約 450m)

(清掃活動状況)



(4) SDGs宣言

「持続可能な社会の実現」に貢献していくため、「SDGs宣言」を策定いたしました。

本社だけでなく、各現場事務所にも「SDGs宣言ポスター」を掲げ、宣言内容をしっかりと意識して業務遂行しております。

山陽工業株式会社 SDGs宣言

当社は国連が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」に賛同し、積極的な取組みを通じて持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2020年11月12日
山陽工業株式会社
代表取締役 依 透

当社のSDGsへの貢献

| | |
|---|--|
| <p>品質</p> <p>“LANDING”すなわち“人や環境に配慮し、構造物に+αの価値を創造する”という理念を掲げ、技術研鑽と品質向上に取り組む。地域建設会社としての使命を果たしてまいります。</p> <p>【主な取組み】 現場に密着した品質“秒”の取り組みの推進(SO9001取組) 竣工にいたるまでのすべての工程での品質向上 BCP確定・定期訓練の実施。協力会社との災害対応体制構築による防災対応強化と早期復旧体制の構築</p>  | <p>人権</p> <p>コンプライアンスと安全衛生管理の徹底のもと、働き方改革とダイバーシティを推進し、明るく働きがいのある企業づくりを实践してまいります。</p> <p>【主な取組み】 コンプライアンス強化・安全パトロールと検査体制の強化 自己啓発支援、社内外の研修活用による社員教育の充実 奨学金返済支援制度の導入 介護休業・法定・有給休暇取得促進による働き方改革推進 再立支援制度の充実・高齢者再雇用制度の導入</p>  |
| <p>環境との調和</p> <p>地域の環境と調和した“環境にやさしい構造物”の建設と、事業活動を通じた環境負荷軽減により、地球環境問題の解決に寄与してまいります。</p> <p>【主な取組み】 環境保全の取組み強化に向けた137カ所の21施設取組 省工率・省資源・資材の再資源化等の推進によるCO2排出量の削減 環境に配慮した設計・施工。環境教育・啓発の実施</p>  | <p>地域社会への貢献</p> <p>総合建設業として地域の人々の暮らしを支えるとともに、地域経済活性化に繋がる取組みや社会貢献活動により、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。</p> <p>【主な取組み】 地元人材の積極採用・地元企業への積極発注 地域経済活性化の継続実施(相生まちの美化に関する覚書等) 西日本豪雨災害等の被災地への寄付</p>  |



SDGsとは

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。持続可能な社会をつくるために、世界が抱える課題を17の目標と169のターゲットに整理したため(2015年9月に国連で採択)。2030年までに、政府、企業、市民社会のあらゆる人が、SDGsを実現するための取組を起している。